

諮問日：平成31年1月21日（平成30年度（最情）諮問第81号）

答申日：令和元年7月19日（令和元年度（最情）答申第27号）

件名：行政不服審査請求に対する裁決書の一部開示の判断に関する件

## 答 申 書

### 第1 委員会の結論

「最高裁判所が作成した、行政不服審査請求に対する裁決書（直近の事例に関するもの）」の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、「平成30年10月24日付け裁決書（最高裁総一第1309号）」（以下「本件開示文書」という。）を対象文書として特定し、その一部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成30年11月28日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

本件開示文書のうち原判断において不開示とされた部分（以下「本件不開示部分」という。）が本当に行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条1号に規定する不開示情報に相当するか不明である。

### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

本件不開示部分は、①審査請求人の住所、氏名、印影等、②裁決書理由中の審査請求人が主張する具体的な不服の対象及び③裁決書別紙記載の審査請求人の具体的な主張内容等に係る部分である。これらはいずれも個人識別情報であり、法5条1号に規定する不開示情報に相当し、同号ただし書イからハマまでに該当する事情もない。また、本件不開示部分については、個人を識別すること

ができることとなる記述等を除いたとしても、開示することにより個人の権利利益が害されるおそれがないとはいえないから、取扱要綱記第3の2による部分開示は相当でない。

## 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成31年1月21日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 令和元年5月24日 本件開示文書の見分及び審議
- ④ 同年6月21日 審議

## 第6 委員会の判断の理由

- 1 本件開示文書を見分した結果によれば、本件不開示部分には、審査請求人の住所、氏名、印影等のほか、審査請求人が主張する具体的な不服の対象及び主張内容等が記載されていることが認められる。

このような記載内容に照らせば、本件不開示部分は一体として法5条1号に規定する個人識別情報と認められ、かつ、同号ただし書に相当する事情は認められない。また、本件不開示部分について、個人を識別することができることとなる記述等を除いたとしても、開示することにより個人の権利利益が害されるおそれがないとはいえないという最高裁判所事務総長の上記説明の内容は、当該行政不服審査の性質に照らし、不合理とはいえず、取扱要綱記第3の2に定める部分開示をすることは相当でない。

したがって、本件不開示部分は、同号に規定する不開示情報に相当すると認められる。

- 2 以上のとおり、原判断については、本件不開示部分が法5条1号に規定する不開示情報に相当すると認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長            高   橋            滋

委        員            久   保            潔

委        員            門   口   正   人